

連携などの課題を抱えているところであり、「地域包括ケアシステムの推進」のような段階までは来ていない。一方で、家族療養保護士が認められており、事実上の家族介護を支援する仕組みとして機能している。こうした点は、韓国の介護制度がインフォーマルケアの利用に依存している面が考えられる。台湾は、介護保険の検討中であり、わが国を参考にしているが、韓国と同じ医療保険活用方式が予定されていることから、韓国と共通点が多い制度になることが、考えられる。また、家族介護、外国人介護労働者によるインフォーマルケアの利用が多いことから、韓国の少し後ろの位置に置くことが出来ると考えられる(図6)。

## (2) 韓国と台湾の介護制度の課題

このように、韓国と台湾の介護制度には、日本との共通点がある一方で、相違点もある。その背景には、日本を参考にする一方で、それぞれの国や地域の事情を考慮していることなどが考えられる。その上で、韓国と台湾の介護制度の課題をまとめると次のようになる。まず、保険者を医療保険活用方式の国営保険としたことは、社会保険制度の運営経験が中央にあることが背景にあると思われるが、韓国や台湾の国土の大きさ、人口規模はわが国よりも小さいことに着目すると、制度運営の効率性から見て合理的な判断かと思われる。しかし、介護とは地域で生活する高齢者にとって身近な社会サービスであり、そのニーズには地域性があると考えられる。地域の政策ニーズは中央の組織よりも地方政府の方が良く把握できることが多い。地方のニーズを反映した制度運営を考えると、地方政府との連携が重要であると考えられる。

わが国では介護事業者はさまざまな主体が参入している。わが国でも課題がないわけではないが、韓国では民営事業者を急速に普及させた結果、福祉マインドよりもビジネスマインドにプライオリティがある事業者が多くなったと言われている。介護サービスは対人サービスであるため、利用者の安全、満足といった側面がより評価され、介護のクオリティを上げるような形で競争が誘導されるようにすることが課題であると考えられる。台湾では民営事業者（株式会社）の介護サービスへの参入について議論が続いている。わが国や韓国の事例を検討したことと考えられるが、これまでの非営利事業者主体の介護サービス提供体制では、介護サービスそのものが不足することは明らかである。介護サービスがどこでも利用でき、質も高く、利用者の満足度の高いサービスを提供するような制度内容（事業者評価、評価に対する対価、利用者の満足度を反映する仕組みなど）を構築することが重要であろう。

介護サービスに従事する人材の育成は韓国、台湾ともに整ってはいる。韓国の場合、療養保護士（介護ヘルパー）を急速に育成した結果、質が確保されているのかという指摘がなされている。台湾でも「照護服務員」（介護ヘルパー）の資格があるが、養成機関が地方政府の認可を必要とするものの、介護福祉系の大学から介護事業所まで多岐にわたり、教育訓練内容にばらつきがあることが考えられる。韓国、台湾に共通することであるが、介

護に従事する者への職業的な評価が低い、賃金等の待遇が良くないなど、就業を継続させるインセンティブが（日本より）低いことがある。「介護ヘルパー」に対する社会的な地位や評価の向上が、介護労働者の確保のために重要な課題であるといえよう。

医療や他の福祉制度の連携も韓国と台湾にとって重要な課題である。わが国では「地域包括ケアシステム」として、医療、介護等で連続性のあるケアを、居住地で受けることを可能にするシステムを目指している。このシステムは、自治体内の中学校の校区（30分以内で駆けつけられる地域）を単位にして構築される。すでに述べたように、韓国では介護保険の検討を、医療との関係を考慮しないで進めた。その結果、1等級の重度の要介護者は、施設よりも病院を利用する傾向が見られ、介護施設と慢性期病院（老人専門病院）、慢性期病院（老人専門病院）同士の利用者を巡る競争が起きている。本来これらの施設は連携して要介護高齢者のケアに当たるものであるが、医療と介護役割分担、連携の方法について、検討をするべきところである。

わが国が経験していない重要な課題として、外国人介護労働者への対応がある。台湾は「外籍看護工」が20万人を超える。「外籍看護工」の雇用には当局の審査を経て後に出される許可が必要である。しかし、審査の内容、方法が適切であるのか（80歳代であればほぼ許可が下りるが、それ以外の者では切迫したニーズがあっても審査が厳格など）、介護の技能をどこで獲得したか、台湾内でどのように技能を向上させるか、という介護の質の確保が課題としてある。最低賃金が適用されないため、労働条件が良くないことも多い。とともに言葉が通じない国から来ていることもあります、仲間同士のコミュニケーションによるリフレッシュの機会の確保という問題もある。現在、わが国では介護や家事等で外国人労働者の本格的な受け入れが議論されている。台湾がすでに外国人介護労働者を多く受け入れ、さまざまな課題に直面している。こうした点はむしろわが国にとって参考になると考えられる。

最後に、認知症対策は国や地域を問わず、高齢者介護の問題に対処するにあたって避けて通ることの出来ない課題である。わが国ではオレンジプランなどに基づく施策が進められているほか、認知症行方不明者の問題がクローズアップされており、介護や医療だけでなく、警察などの他の行政機関、地域社会をあげた対策が求められている。韓国では、2008年に公表された「認知症総合管理対策」の他、パク＝クネ大統領による国政公約などで、認知症対策が進められつつある。台湾では、認知症高齢者の増加が見通される中、専門医が少ない状況にある。2013年6月に策定された「失智症防治照護政策綱領」（認知症予防・治療・介護政策綱領）では、認知症の早期発見、多職種連携によるケア、地域での質の高い生活の実現を目標に、住民および医療・福祉関係者が認知症に関する知識を深めること、早期発見・診断・治療を目指したケアのネットワークを構築すること、マンパワーの育成、などを謳っている。しかし、認知症対応の施設であるグループホームは十分ではないところである。

## 5. まとめ

本論文の結論をまとめると次のようになる。

- ① 韓国、台湾ではわが国が経験した以上の速度で高齢化が進む見通しである。高齢者介護制度の構築が重要な政策課題であり、韓国では2008年から「老人長期療養保険」（介護保険）が実施され、台湾でも「我国長期照顧十年計畫」に基づく税方式での高齢者介護制度が実施されている。また、2016年の法制化を目指して「長期照護保険」が検討されている。
- ② 韓国と台湾の介護保険（台湾は計画中）とわが国の介護保険を比較すると、社会保険方式であることは共通しているが、(1)保険者（医療保険活用の国営保険、わが国は地域保険）、(2)被保険者が全国民（わが国は40歳以上）、(3)要介護認定はわが国をモデルにするが、「要介護者」の範囲が異なる、(4)現金給付がある等の違いがある。
- ③ 韓国と台湾の介護保険にはわが国と共通する点がある一方で、相違点もある。その背景として、社会保険制度運営の経験（保険者）、財源確保と若年障害者への給付（被保険者）などがある。
- ④ わが国と状況が異なる点として、(1)介護事業者の参入（韓国は急速に民営事業者が参入、台湾は検討中）(2)医療との連携（韓国は医療と介護が分断、台湾は今後の課題）、(3)外国人介護労働者（台湾で普及、わが国も参考にできる課題もある）などがある。
- ⑤ 韓国と台湾の介護制度は、わが国とは少し異なる方向に発展するところにある。また、介護サービス、人材育成などで課題もある。外籍看護工の現状と課題については、わが国が参考にすることの出来る側面がある。

このように、韓国と台湾の介護制度には、日本との共通点がある一方で、相違点もある。共通点は社会保険方式であり、要介護認定の方式はわが国の方針を基礎としたところである。また、給付のうち、福祉用具が含まれているところはわが国が影響を与えたところである。さらに、自己負担割合もわが国は10%であるが、韓国、台湾とともにそれぞれの制度で自己負担が導入されており、この点もわが国の影響が考えられる。その一方で、保険者、ケアマネジメント、医療との連携ではわが国と異なる対応となっている。保険者が医療保険の保険者となったことは、韓国と台湾の事情が優先されたものと思われる。ケアマネジメントについては、わが国と同じ方法はそれぞれの国や地域にそぐわないと考えられたものと思われる。医療との連携は、わが国ほど考慮されなかった点が背景にあると思われる。保険者の問題を別とすれば、日本式のケアマネジメントの欠如は、韓国で介護サービス利用の適切さが欠けている面が現れている。医療との連携の欠如では、医療と介護のサービスが効率的かつ効果的に利用されない面が現れている。わが国の対応に代わるよい方式の登場よりむしろ、わが国の方針が評価できることを表すものとなっている。逆に、外国人介護労働者への対応、現金給付のあり方は、今後わが国における外国人受け入れのあり

方、介護制度が大きな方針転換をする時に、参考となりうるものと思われる。このように、東アジア諸国の介護制度は多様なものになることが考えられる。

(資料)

(日本語)

1. 小島克久（2003年）「台湾の社会保障」，広井良典・駒村康平編『アジアの社会保障』，東大出版会，第5章。
2. 増田雅暢編著（2014年）『世界の介護保障【第2版】』，法律文化社。
3. 孫珉灝（2011年）「韓国・老人長期療養保険制度の現金給付に関する一考察」『佛教大学大学院紀要』第39号,pp.1-16.

(中国語)

1. 衛生福利部（2014）「長期照顧政策推動現況 與未來規劃」。
2. 衛生福利部（2014）「長照保險法草案溝通座談会（中区）」
3. 衛生福利部（2014）「研商長照保險照顧者津貼相關事宜會議」。

(韓国語)

1. 「大統領職務引き継ぎ委員会（2013年）「パク＝クネ政権の国政ビジョンおよび国政目標」（2013.3）」。
2. 保健福祉部（2014年）「2014年下半期保健福祉部制度改正事項」

### **3. 台湾の「外籍看護工」の位置づけと現状**

**<研究代表者>**

**国立社会保障・人口問題研究所  
国際関係部第2室長**

**小島 克久**

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「東アジア地域における新たな介護制度の創設過程と

わが国の影響の評価等に関する研究」

平成 26 年度報告書

## 台湾の「外籍看護工」の位置づけと現状

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

### はじめに

高齢化は、わが国や欧米諸国だけでなく、東アジアの国や地域でも急速に進んでいる。台湾では、高齢者介護制度の構築が急務であり、「長期照護保険」（介護保険）の検討が進められている。あわせて、介護サービス提供体制の整備も進められつつある。その一方で、台湾では「外籍看護工」と呼ばれる外国人介護労働者の利用が多い。東南アジア出身でほとんどが女性である「外籍看護工」は、現在 20 万人を超え、高齢者などの介護ニーズの半分を担っていると言われている。

台湾では、外国人労働者の導入については、「高度な人材は自由に受け入れる。それ以外の労働者については、台湾の人を優先し、不足する労働力を補完する」スタンスである。このようなスタンスの中、「就業服務法」（就業サービス法）の中で、外籍看護工を含む外国人労働者の受け入れのルールを規定している。

本論文では、「外籍看護工」が台湾の外国人労働者受け入れ政策の中でどのように位置付けられているかを概観した後、「外籍看護工」の現状について触れたいと思う。

### 1. 台湾における外国人労働者の受け入れスタンスと仕組み

#### (1) 外国人労働者の受け入れスタンス

まず、台湾では経済発展に伴う高度人材の確保、労働力不足などを背景に、外国出身の人材受け入れのスタンスを就業服務法の中で以下のように定めている。

「国民の就業する権利を保障した上で、外国人労働者を受け入れる。受け入れに当たっては、国民の就職機会、労働条件、国民経済の発展と社会の安定を損なってはならない」（第 42 条）。

「法が定めるところ以外で、外国人は雇用主による許可申請を経ないで、台湾内で就業することはできない」（第 43 条）

こうしたスタンスに立った上で、台湾では受け入れる外国人労働者として 11 の職種を定めている。表 1 がその具体的な内容であるが、表 1 のなかの 1～6 は高い専門性、技能、文

化・芸術に関する職種である。8は漁船の乗組員、10は製造業や建設業に該当する分野である。9が本論文で取り上げる「外籍看護工」が該当する。

表1 台湾が受け入れる外国人労働者の職種

	職種
1	高い専門性あるいは技術が求められる仕事
2	華僑あるいは外国人が政府の審査を経て投資または設立された事業体で雇用される者
3	学校の教師(大学・外国人学校の教員、高校以下の学校の外国語教師)
4	補習教育法に基づいて設立された短期補習クラスの外国語教師
5	スポーツ指導者および選手
6	宗教、芸術および芸能に従事する者
7	商船、作業船あるいは交通部の特別の許可を得た船舶の船員
8	海上での漁業従事者
9	家庭での使用人と介護従事者
10	国家の重要建設工事または経済社会の発展に必要なものとして、中央主管機関が指定した業務
11	その他、仕事の内容の特殊性により、国内では人材が不足しており、業務上外国人を招聘する必要性を、中央主管機関が認めた業務

資料:「就業服務法」より筆者作成

## (2)外国人労働者受け入れ手続き・管理等

台湾では外国人労働者の雇用には手続きが必要である。就業服務法の規定に基づいてまとめると、次のとおりである。まず、雇用主は国内で人材募集を行い、それでも人材が確保できない場合にはじめて外国人労働者の雇用が出来る（表1の8～11の職種、外籍看護工も含まれる）。外籍看護工の場合、雇用主は要介護者のいる家庭になるが、雇用許可申請のためには、要介護者の年齢や要介護状態による条件がある<sup>1</sup>。次に、雇用のための許可申請を労働部に対して行う。労働部の審査を通過すると、外国人労働者募集の許可が降りる。外籍看護工の場合、その許可の有効期間は6ヶ月である。

台湾または国外で外国人労働者を募集、雇用した後、台湾の外から入国してくる場合は、入国3日以内に当局へ連絡し、健康診断を受診させる。入国後15日以内に正式な雇用（就労）許可が降りる。雇用許可期間は最大で3年であり、延長も可能である。一部の職種では、最大12年まで延長できる（表1の8～11の職種、外籍看護工も含まれる）。

雇用主の変更は原則として出来ないが、外籍看護工を含む表1の8～11の職種では、雇用主（要介護高齢者など）の死亡などのやむを得ない事情がある場合に限って、雇用主を変更できる。その場合には、雇用主の変更許可が必要となる。

<sup>1</sup> 要介護者が80歳未満の場合、一日中介護が必要なこと、80歳以上の場合、重度の要介護状態にあることまたは一定上の障害があることである。その証明として、医師の診断書や関係機関による身心障害に関する証明が必要になる。

外国人労働者が死亡、雇用する前に空港から行方不明になった場合、雇用主の元から行方不明になった場合は、後任を雇用することができる。その場合にも当局の許可が必要であり、6ヶ月有効の募集許可が降りる。後任の雇用許可期間は、前任の外国人労働者と合わせて3年である。

表2 台湾の「就業安定費」の金額

分類		就業安定費金額 (台湾元)	
		月額	日額
漁業従事者	漁船乗組員	1900	63
	養殖漁業従事者	2500	83
家事労働者	台湾人が雇用申請	5000	167
	外国人が雇用申請	10000	333
製造業従事者	一般製造業、重大投資および伝統産業(高度な技術を要しない)、特定および特殊な製造工程のある産業	2000	67
	特定製造工程のある産業(その他の産業)	外国人労働者比率が5%以下 外国人労働者比率が5%を超え10%以下 外国人労働者比率が10%を超える	5000 167 7000 233 9000 300
	重大投資および伝統産業でない産業(高度な技術を要する)	2400	80
	特定および特殊な製造工程のある産業で新規投資の産業(高度な技術を要する)	外国人労働者比率が5%以下 外国人労働者比率が5%を超え10%以下 外国人労働者比率が10%を超える	5400 180 7400 247 9400 313
	一般の建設業	1900	63
	重大な公共事業に属する建設業	旧案(工程等の契約が2001年5月16日以前) 新案(工程等の契約が2001年5月16日以後)	2000 67 3000 100
施設介護従事者	(医療系、福祉系、独居高齢者向け)介護施設、社会福祉施設、看護施設、慢性病院、慢性期病床などを有する総合病院、医院、専門病院	2000	67
家庭介護従事者	要介護者または雇用主が、社会救助法に基づく低所得世帯であるか、心身障害者生活補助費支給法でいう低所得者として手当を受給している場合	600	20
	要介護者または雇用主が、中低所得老人生活手当を受給しているか、心身障害者生活補助費支給法の手当を受給している場合	1200	40
	要介護者または雇用主が上記以外の場合	2000	67
訪問介護従事者	法律に基づいて設立された財団法人、非営利社団法人、その他の公益法人が最近1年間に地方政府から委託を受けて訪問介護サービスを提供する場合	2000	67

資料:台湾労働部資料より筆者作成

外国人労働者を受け入れる場合、受け入れ人数を当局が定める場合がある。その対象となるのは、表1の1~8、11の職種であり、外籍看護工が該当する9の職種は対象外である。

外国人労働者を雇用する者は、書面による労働契約を行わなければならない(表1の1~8、10の職種)。外籍看護工が該当する9の職種はこれが適用されない。また、外国人労働者を雇用する者は、「就業安定費」を当局に納める義務がある。この費用は、国民の就業の促進、労働者福祉の向上、外国人雇用管理に関する費用に支出するために作られた基金に繰り入れられる。その金額は表2の通りであるが、外籍看護工を家庭で雇用する場合、月2000台湾元(約7450円)であるが、低所得者などには減免がある<sup>2</sup>。2000台湾元の就業安定費は、漁業従事者に近く、製造業従事者では一般製造業に従事する場合、一部の公共事業に従事する建設労働者と同じである。他の製造業や建設業と比べると低い水準であ

<sup>2</sup> 本論文では、1台湾元を3.72円で換算した(日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成27年2月中において適用)」に基づく)。

る。また、台湾入国後 6 ヶ月、18 ヶ月、30 ヶ月の前後 30 日以内に健康診断を、指定された医療機関で受診させなければならない。

外国人労働者を雇用した場合、許可を得た仕事以外の仕事をさせること、健康診断を定期的に受けさせないこと、外国人労働者を暴力や脅迫を用いて仕事をさせること、外国人労働者のパスポートや現金、雇用許可証などの重要な書類を取り上げること、等が禁止されている（就労服務法第 57 条）。この点は外籍看護工でも例外ではない。

## 2. 台湾における外国人労働者の現状

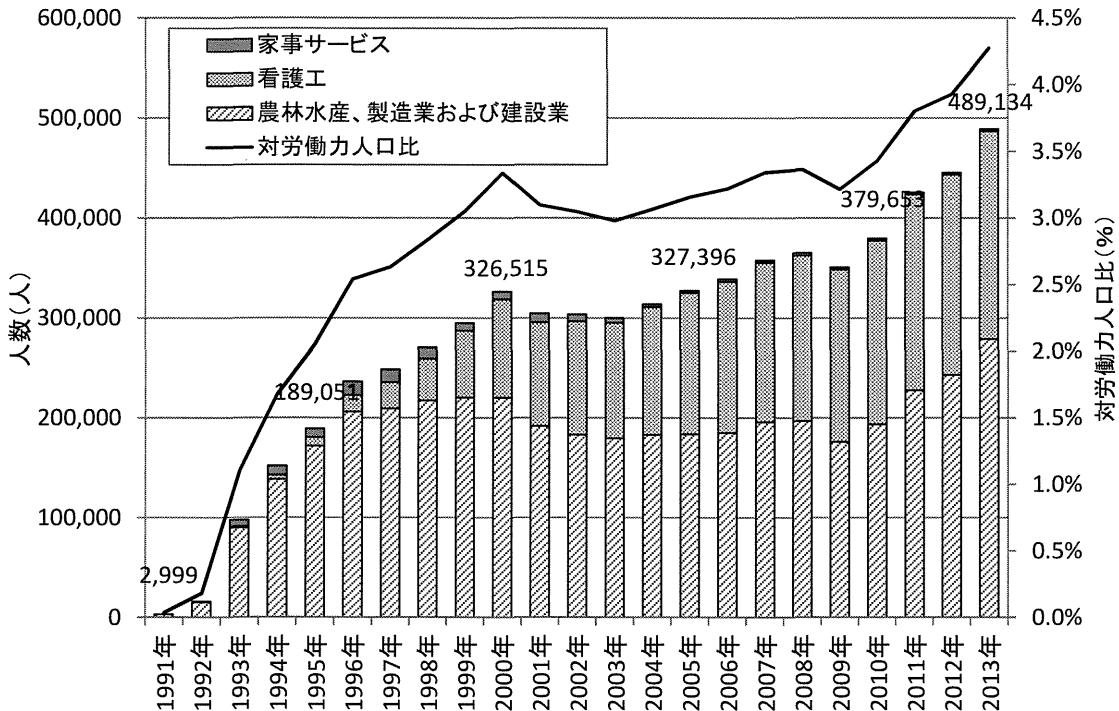
### (1) 外国人労働者の数と「外籍看護工」の位置

台湾では、製造業や建設業で単純労働に従事する外国人労働者（外籍労工）の受け入れは、1989 年 10 月から始まった。タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、モンゴル等から受け入れている。その数を労働部の統計で見ると、もっとも統計をさかのぼることの出来る 1991 年で 2999 人であった。このときは「外籍看護工」はいなかつた。1992 年になると、外国人労働者の数は約 1 万 6 千人に達し、介護に従事する「外籍看護工」も 306 人存在した。その後急速に外国人労働者の数は増加し、1995 年には約 18 万 9 千人となり、台湾の労働力人口の 2.1% に相当する規模となった。その後も外国人労働者は増加し続け、2000 年には約 32 万 6 千人でいったんピークに達した。その後いったん減少するものの、2004 年以降は増加基調に転じ、2013 年には外国人労働者の数は約 48 万 9 千人と、台湾の労働力人口の 4.3% に相当する規模にまで増加した。

「外籍看護工」は 1992 年から存在するが、まず 2000 年までに急速に増加し、約 9 万 8 千人（外籍労工の 30.2%）になった。2001 年から 2004 年は 11~12 万人の規模で推移するが、2005 年から 2008 年までは 14~16 万人、2009 年から 2011 年までは 17~19 万人で推移した。2012 年には約 20 万人、2013 年には約 20 万 8 千人に達した。

「外籍看護工」が外国人労働者に占める割合は 1990 年代では非常に低い水準であった。外国人労働者に占める割合が 10% に達したのは 1997 年であり、外国人労働者が製造業や建設業での就労を前提とするものであった。しかし、製造業や建設業に従事する外国人労働者が安定的に推移する中、介護に従事する外国人労働者が増加した結果、「外籍看護工」が外籍労工に占める割合は上昇し、2000 年で 30.2%、2004 年で 40.8% に達し、その後は 40% 台で推している。2013 年には、「外籍看護工」は外国人労働者の 42.5% を占めている。このように、外国人労働者の中での「外籍看護工」の位置は 1990 年代後半以降非常に大きくなっていることが分かる（図 1）。

図1 台湾の外国人労働者数の推移(開放分野別、各年末現在)



資料：外国人労働者数は台湾労働部統計、対労働人口比は、前者と行政院主計総處「人力资源調査」を用いて筆者試算。

## (2) 外国人労働者の国籍・男女別構成

「外籍看護工」を含む外国人労働者のうち、表1の7~10に該当する者は、どこの国や地域から来て良いわけではない<sup>3</sup>。現在、製造業や建設業、介護に従事する外国人労働者として、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイなど限られた国の者にのみ門戸を開いている。2013年現在で外国人労働者の国籍別構成を見ると、インドネシアが43.6%を占め最も多い。産業分野別では農林水産業で85.1%、外籍看護工を含む「社会福祉サービスなど」で79.6%を占める。製造業、建設業ではそれぞれ、13.9%、16.2%にとどまる。次に多いのがベトナムの25.6%である。産業別では、製造業(39.1%)、建設業(20.1%)が多い。社会福祉サービス業では9.8%を占める。フィリピンは外国人労働者の18.2%を占めるが、製造業で24.9%、農林水産業で13.3%、社会福祉サービス業で10.3%を占める。タイは外国人労働者の12.6%とフィリピンに次ぐが、建設業で62.7%、製造業で22.1%となっている(表3)。

「外籍看護工」も含めた外国人労働者全体で見た男女構成は次のとおりである。外国人労働者全体では男性が41.1%、女性が58.9%であり、女性の方が多くなっている。社会福

<sup>3</sup> 製造業や建設業、介護に従事する外国人労働者は、台湾当局と外国政府との交渉で受け入れる国や地域が決まると思われる。

祉サービス業で割合が高いインドネシアでは女性が 80.5%を占める。建設業で割合が高いタイは男性が 83.0%を占めている。フィリピンでは女性が 62.0%、ベトナムでは男性が 59.4%を占めており、外国人労働者の男女比は国籍によって大きく異なっている（表 4）。

表3 台湾の外国人労働者の国籍別構成(産業分野別)

2013年末	総数	インドネシア	マレーシア	フィリピン	タイ	ベトナム	モンゴル	その他
総数	489,134	43.6%	0.0%	18.2%	12.6%	25.6%	-	0.0%
農林水産業	9,788	85.1%	-	13.3%	0.2%	1.4%	-	-
製造業	265,741	13.9%	0.0%	24.9%	22.1%	39.1%	-	-
建設業	3,390	16.2%	-	1.0%	62.7%	20.1%	-	-
社会福祉サービスなど	210,215	79.6%	-	10.3%	0.4%	9.8%	-	0.0%

資料:台湾労働部統計より筆者試算

表4 台湾の外国人労働者の男女構成(国籍別)

2013年末	総数	インドネシア	マレーシア	フィリピン	タイ	ベトナム	モンゴル	その他
総数	489,134	213,234	4	89,024	61,709	125,162	0	1
男	41.1%	19.5%	75.0%	38.0%	83.0%	59.4%	-	-
女	58.9%	80.5%	25.0%	62.0%	17.0%	40.6%	-	100.0%

資料:台湾労働部統計より筆者試算

### (3) 台湾の地域別の状況

「外籍看護工」を含む外国人労働者がどの程度台湾の地域内に分布しているかをみたものが、表 5 である。これを見ると、外国人労働者の労働力人口に対する比では、台湾全体が 4.3%であるのに対して、台北を含む北部では、桃園県 (8.3%)、新竹県 (7.8%)、新竹市 (5.4%) で高い。台中などの中部では、苗栗県 (5.7%)、彰化県 (5.7%)、台中市 (5.1%) で高い。高雄を含む南部では、離島の澎湖県 (5.9%) で高いにとどまっている。台湾の東側では、台東県、花蓮県でそれぞれ 1.9%、3.3%であり、外国人労働者は相対的に少ない。台湾の中で中国大陸に近い離島の金門県、連江県では 3.3%、5.3%である。

外国人労働者の県市別の構成比で地域分布を見ると、北部地区で 48.6 と外国人労働者のおよそ半数を占める。労働力人口で見ると 44.9%なので、4%程度高い。桃園県、新北市でそれぞれ 16.9%、14.2%が分布している。中部地区では台中市に 13.7%が分布し、同地区的外国人労働者の半分近くがいることになる（労働力人口でも同様の傾向）。南部地区は台南市が 8.0%、高雄市が 7.8%であり、これらの大都市で南部地区の外国人労働者（台湾の外国人労働者の 20.8%が分布）の 4 分の 3 を占めていることになる。東部地区では、台東県で 0.4%、花蓮県で 1.0%が分布する程度である。金門県、連江県ではそれぞれ 0.1%、0.0%にとどまる。

このように、外国人労働者は台北などの北部地域、中部地域の台中市、南部地域の高雄市、台南市で多くなっている。この傾向は労働力人口で見ても同様であるが、北部と中部に多く外国人労働者が分布する傾向にある（表 5）。

表5 台湾の外国人労働者(地域別、2013年)

2013年	人数			地域分布	
	外国人労働者(千人)	労働力人口(千人)	対労働力人口比	外国人労働者	労働力人口
台湾	489.9	11,468	4.3%	100.0%	100.0%
台湾地区	489.1	11,445	4.3%	99.8%	99.8%
北部地区	238.0	5,152	4.6%	48.6%	44.9%
新北市	69.7	1,993	3.5%	14.2%	17.4%
台北市	40.7	1,298	3.1%	8.3%	11.3%
基隆市	4.6	182	2.6%	0.9%	1.6%
新竹市	11.1	206	5.4%	2.3%	1.8%
宜蘭県	9.9	226	4.4%	2.0%	2.0%
桃園県	82.7	998	8.3%	16.9%	8.7%
新竹県	19.3	248	7.8%	3.9%	2.2%
中部地区	141.3	2,861	4.9%	28.8%	24.9%
台中市	67.3	1,331	5.1%	13.7%	11.6%
苗栗県	15.5	273	5.7%	3.2%	2.4%
彰化県	37.0	645	5.7%	7.5%	5.6%
南投県	8.9	265	3.4%	1.8%	2.3%
雲林県	12.7	348	3.6%	2.6%	3.0%
南部地区	102.0	3,170	3.2%	20.8%	27.6%
台南市	39.1	965	4.1%	8.0%	8.4%
高雄市	38.2	1,350	2.8%	7.8%	11.8%
嘉義市	2.9	126	2.3%	0.6%	1.1%
嘉義県	8.6	266	3.2%	1.8%	2.3%
屏東県	10.5	418	2.5%	2.1%	3.6%
澎湖県	2.6	44	5.9%	0.5%	0.4%
東部地区	7.1	263	2.7%	1.4%	2.3%
台東県	2.1	109	1.9%	0.4%	1.0%
花蓮県	5.0	154	3.3%	1.0%	1.3%
金門・連江地区	0.8	23	3.5%	0.2%	0.2%
金門県	0.7	20	3.3%	0.1%	0.2%
連江県	0.1	3	5.3%	0.0%	0.0%

資料：外国人労働者数は台湾労働部統計、対労働人口比は、前者と行政院主計総處「人材資源調査」、金門県政府「人材資源調査」、連江県政府「人材資源調査」を用いて筆者試算。

### 3. 「外籍看護工」の現状

#### (1) 「外籍看護工」の性、年齢などの基本属性

すでに触れている部分もあるが、家庭で介護に従事する「外籍看護工」について、その現状を労働部「外籍労工工作及生活關懷調查」(以下、外籍労工就業および生活支援調査)から見てみよう。この調査は、労働部が外国人労働者を対象に、性、年齢、台湾での就労期間の他、賃金、休暇などについて調べたサンプル調査である。産業部門で就労する外国人労働者(3300人)と家庭で介護に従事する「外籍看護工」(3000人)を対象にそれぞれ調査が行われ、結果がまとめられている<sup>4</sup>。

表6 外籍看護工(外国人介護労働者)の基本属性(2014年)

項目別	単位:人;%			
	外籍看護工(外国人介護労働者)	(参考)産業部門外国人労働者	人数	%
総数	198,750	100.0	287,841	100.0
性別				
男	1,344	0.7	200,937	69.8
女	197,406	99.3	86,904	30.2
年齢				
24歳以下	17,991	9.1	77,942	27.1
25~34歳	101,294	51.0	149,555	52.0
35~44歳	69,102	34.8	50,202	17.4
45歳以上	10,363	5.2	10,142	3.5
教育程度				
中卒以下	133,146	67.0	69,713	24.2
高校程度	57,682	29.0	153,535	53.3
大学・専門学校以上	7,922	3.9	64,593	22.4
国籍別				
インドネシア	167,316	84.2	41,219	14.3
フィリピン	20,714	10.4	74,756	26.0
タイ	619	0.3	59,053	20.5
ベトナム	10,101	5.1	112,813	39.2
台湾での就労期間別				
3年以下	120,447	60.6	224,747	78.1
3年超~6年以下	57,497	28.9	50,398	17.5
6年超~9年以下	14,311	7.2	9,919	3.4
9年超~12年	6495	3.3	2,777	1.0

資料:台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

注:1.外籍看護工の調査では、男性介護労働者は非常に少ないので(調査標本数で5名)、性別の分析は行っていない。調査対象者の国籍は、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムであり、その他の国籍は人数が少ないので調査対象外とした。

2.産業部門外国人労働者の調査では調査対象に船員を含めない。マレーシアは人数が少ないので調査対象外とした。

<sup>4</sup> 調査の詳細は、労働部webサイトの次のリンク先を参照。

<http://statdb.mol.gov.tw/html/svy03/0341menu.htm> (2015年1月22日閲覧)

この調査の 2014 年の結果から「外籍看護工」の性、年齢などの基本属性をまとめたものが表 6 である。これを見ると、「外籍看護工」の男女構成は女性が 99.3% であり、男性はほとんどいない。産業部門に従事する外国人労働者（以下、産業部門）は男性が 69.8% であるのとは対照的である。年齢構成を見ると、最も多いのは 25～34 歳であり、「外籍看護工」の 51.0% を占める。35～44 歳が 34.8% となっている。産業部門では、25～34 歳が 52.0% で最も多いことは同じであるが、次いで多いのが 24 歳以下の 27.1% である。教育程度で見ると、「外籍看護工」では中卒以下が 67.0% と 3 分の 2 を占める。産業部門では高卒程度が 53.3% で最も多いので、外国人介護労働者の教育水準が低いことがわかる。国籍別では、インドネシアが 84.2% と最も多く、フィリピンの 10.4% がこれに次ぐ。産業部門ではベトナム（39.2%）、フィリピン（26.0%）の順で多いのと大きく異なる。そして、台湾での就労期間別では、「3 年以下」が 60.6%、「3 年超～6 年以下」が 28.9% と 6 年以下で 9 割程度を占める。産業部門でも同様の傾向が見られる。

これより、「外籍看護工」はインドネシア国籍の者が大部分を占め、女性がほとんどである。そして、半数が 25～34 歳である。教育程度は外国人労働者としては低く、台湾での就労は 3 年以下の者が多いことが分かる（表 6）。

## （2）雇用ルート

「外籍看護工」は、要介護者またはその家族が雇用するが、その雇用ルートはどのようにになっているのであろうか。表 7 は「外籍看護工」の属性別にそれをまとめたものである。「外籍看護工」全体では、「仲介会社」経由が 79.4% であり、公的な組織である「直接雇用共同サービスセンター」<sup>5</sup> は 9.4%、両方を使ったケースは 11.1% である。これより「仲介会社」が「外籍看護工」の主な雇用ルートであることが分かる。

「仲介会社」を利用した雇用は、「外籍看護工」の属性によって少し異なってくる。例えば、「外籍看護工」の年齢別で「仲介会社」による雇用割合を見ると、24 歳以下で 97.3% であるが、年齢が上がるにつれてこの割合は低下し、45 歳以上では 56.4% となっている。教育程度別では中卒以下では 80.1% であるが、高校程度では 78.2%、大学・専門学校以上では 75.0% へと低下する。国籍別では、インドネシアが 81.5%、フィリピンが 78.4% であるのに対して、タイは 34.7%<sup>6</sup>、ベトナムは 48.2% と国による違いも大きい。台湾での就労機関別では、「3 年以下」が 96.9% であるが、就労期間が長くなるにつれて低下し、「9 年超～12 年」では 43.9% にまで低下する。賃金水準別では、1 万 7 千台湾元未満では 83.8% であるが、賃金水準が高くなるにつれて「仲介会社」利用の割合は、2 万台湾元以上では 30% 台にまで低下している。

<sup>5</sup> このセンター、外国人労働者と雇用主の権益を保障し、仲介会社に支払う仲介料などの経済的負担を減らすことなどを目的に 2007 年に設置された労働部の組織である。外国人労働者の募集などの代行を雇用主にかわって行う。詳細は次の「直接聘僱聯合服務中心」web サイトを参照。<http://dhsc.wda.gov.tw/intro.html>（2015 年 1 月 22 日閲覧）

<sup>6</sup> タイでは、タイ政府労働部の仲介などの「その他」が 25.8% を占める。

「外籍看護工」の雇用ルートは、若年層、低学歴層、台湾での就労経験が浅い層、台湾での賃金が低い層で多くなっている。そして、国による違いもある（表7）。

表7 外籍看護工の雇用ルート(2014年)

項目別	総数	仲介会社	直接雇用共同サービスセンター	直接雇用共同サービスセンター／国内外の仲介会社	その他	単位:%
総数	100.0	79.4	9.4	11.1	0.1	
性別						
男	100.0	81.2	8.6	9.7	0.5	
女	100.0	79.3	9.4	11.1	0.1	
年齢						
24歳以下	100.0	97.3	1.0	1.7	0.0	
25~34歳	100.0	81.9	8.5	9.6	0.0	
35~44歳	100.0	74.4	11.9	13.6	0.1	
45歳以上	100.0	56.4	16.6	25.3	1.7	
教育程度						
中卒以下	100.0	80.1	8.7	11.1	0.1	
高校程度	100.0	78.2	11.3	10.5	0.0	
大学・専門学校以上	100.0	75.0	8.0	15.5	1.5	
国籍別						
インドネシア	100.0	81.5	9.0	9.4	0.0	
フィリピン	100.0	78.4	6.1	15.0	0.6	
タイ	100.0	34.7	13.1	26.3	25.8	
ベトナム	100.0	48.2	22.5	29.3	0.0	
台湾での就労期間別						
3年以下	100.0	96.9	0.0	3.0	0.1	
3年超~6年以下	100.0	56.8	21.9	21.3	0.0	
6年超~9年以下	100.0	38.7	33.6	27.3	0.4	
9年超~12年	100.0	43.9	21.2	34.0	0.9	
台湾での月額賃金水準別						
17,000台湾元未満	100.0	83.8	3.2	13.0	0.0	
17,000~18,000台湾元未満	100.0	82.7	7.5	9.8	0.0	
18,000~19,047台湾元未満	100.0	79.5	8.1	12.4	0.0	
19,047~20,000台湾元未満	100.0	60.7	22.9	15.7	0.7	
20,000~22,500台湾元未満	100.0	31.7	44.0	22.5	1.9	
22,500台湾元以上	100.0	34.7	43.5	16.6	5.2	

資料：台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

注：その他は、タイ労働部の仲介などを指す。

### (3) 賃金・休日

「外籍看護工」の月額賃金の平均をまとめたものが表8である。参考として産業部門で就労する外国人労働者の賃金も掲載している。「外籍看護工」全体の平均賃金は月額1万8115台湾元（約6万7千円）であり、内訳は基本給が1万5943台湾元（約5万9千円）、超過勤務手当が2038台湾元（約7500円）、その他が133台湾元（約500円）である。産業部門

の外国人労働者の場合、月額賃金の合計が 2 万 5412 台湾元（約 9 万 5 千円）である。「外籍看護工」の賃金は平均で見ると、産業部門の外国人労働者より低い。台湾の最低賃金は 2014 年の月額で 1 万 9273 台湾元（約 7 万 2 千円）であり、平均賃金は 4 万 5664 台湾元（約 17 万円、2013 年平均）<sup>7</sup>であるので、「外籍看護工」の平均賃金は非常に低い。しかも、台湾では「基本工資」と呼ばれる最低賃金が「外籍看護工」には適用されない（製造業などで雇用される外国人労働者には適用される）こと、雇用契約は「外籍看護工」本人と要介護者または家族と結ぶため、労働条件が当事者にゆだねられていることが背景のひとつになっていると思われる<sup>8</sup>。

「外籍看護工」の平均賃金を「外籍看護工」の属性別に見ると、1000 台湾元以上の違いが出るのは、国籍別だけである。タイが 2 万 913 台湾元（約 7 万 8 千円）で最も高い一方で、フィリピンは 1 万 7844 台湾元（約 6 万 6 千円）と最も低い（表 8）。

表8 外籍看護工(外国人介護労働者)の賃金(2014年、月額)

単位:台湾元

項目別	外籍看護工(外国人介護労働者)			(参考)産業部門外国人労働者				
	平均賃金	基本給	超過勤務手当	その他	平均賃金	基本給	超過勤務手当	その他
総数	18,115	15,943	2,038	133	25,412	19,346	5,025	1,041
性別								
男	18,355	15,993	1,708	655	25,372	19,303	5,055	1,015
女	18,114	15,943	2,041	130	25,504	19,446	4,957	1,102
年齢								
24歳以下	18,007	15,885	2,050	71	25,054	19,203	4,877	974
25~34歳	18,105	15,927	2,060	119	25,459	19,383	5,007	1,068
35~44歳	18,155	15,960	2,042	153	25,910	19,466	5,380	1,064
45歳以上	18,137	16,100	1,784	253	25,015	19,297	4,679	1,038
教育程度								
中卒以下	18,137	15,942	2,056	138	25,090	19,268	4,907	915
高校程度	18,094	15,953	2,029	113	25,205	19,291	4,907	1,007
大学・専門学校以上	17,906	15,893	1,806	206	26,252	19,561	5,435	1,257
国籍別								
インドネシア	18,140	15,933	2,092	116	24,945	19,154	4,879	911
フィリピン	17,844	15,900	1,713	231	26,266	19,577	5,395	1,294
タイ	20,913	17,982	1,942	989	25,819	19,362	5,434	1,022
ベトナム	18,083	16,087	1,830	166	24,805	19,254	4,620	930
台湾での就労期間別								
3年以下	18,041	15,877	2,050	114	25,334	19,317	5,001	1,016
3年超~6年以下	18,195	16,026	2,026	143	25,603	19,410	5,058	1,134
6年超~9年以下	18,420	16,127	2,063	229	26,246	19,534	5,625	1,087
9年超~12年	18,239	16,139	1,875	225	25,317	19,818	4,291	1,208
就業前の職業訓練の有無								
あり	18,114	15,943	2,040	131	25,260	19,331	4,929	999
なし	18,177	16,003	1,895	278	25,850	19,387	5,302	1,161

資料:台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

「外籍看護工」は、原則として要介護者や雇用主の家庭に住み込んで仕事をする。24 時間介護の仕事に備える形になるが、休日付与の状況を見ると、69.6%の外籍看護工で休日

<sup>7</sup> 最低賃金は労働部統計、平均賃金は行政院主計総處統計による。

<sup>8</sup> 外国人労働者と最低賃金についての問答

[http://www.mol.gov.tw/cht/index.php?code=list&flag=detail&ids=157&article\\_id=285](http://www.mol.gov.tw/cht/index.php?code=list&flag=detail&ids=157&article_id=285) (2015 年 1 月 22 日閲覧)

がない。その一方で何らかの形で休日があるのは、31.4%にとどまっている。ただし、外籍看護工が8時間以上連続して仕事をしたときに、休憩がある者は89.7%である。要介護者の家族が介護を交代している割合は46.5%であり、1日平均で1.9時間の交代がある。

#### (4) 台湾入国前に負担した費用

「外籍看護工」の多くが仲介会社への手数料など、母国で費用を負担してきているケースが多い。表9はその状況をまとめたものであるが、「分からぬ／（回答）拒否」も含めた場合、85.8%の者が母国で台湾に行くための費用を負担している。年齢別では24歳以下(92.0%)、教育程度別では中卒以下(87.0%)、国籍別では、タイ(95.8%)、ベトナム(91.5%)、台湾での就労期間別では3年以下(88.9%)で高くなっている。

表9 台湾に行くために母国で負担した費用(2014年)

項目別	総数	費用負担なし	費用負担あり	今回の来台のために負担した費用					分からぬ／（回答）拒否
				30,000台湾元未満	30,000～49,999台湾元	50,000～69,999台湾元	70,000～89,999台湾元	90,000台湾元以上	
総数	100.0	5.0	85.8 (100.0)	(22.4)	(1.9)	(5.6)	(63.4)	(6.7)	9.2
性別									
男	100.0	4.2	73.4 (100.0)	(20.2)	(1.1)	(13.7)	(59.2)	(5.8)	22.5
女	100.0	5.0	85.9 (100.0)	(22.4)	(1.9)	(5.6)	(63.5)	(6.7)	9.1
年齢									
24歳以下	100.0	0.3	92.0 (100.0)	(4.0)	(0.4)	(4.4)	(81.0)	(10.2)	7.6
25～34歳	100.0	4.2	86.6 (100.0)	(18.0)	(1.4)	(4.5)	(69.6)	(6.5)	9.2
35～44歳	100.0	6.1	84.5 (100.0)	(28.8)	(2.4)	(7.3)	(55.3)	(6.3)	9.5
45歳以上	100.0	14.7	75.4 (100.0)	(62.0)	(6.1)	(8.8)	(17.1)	(6.1)	9.9
教育程度									
中卒以下	100.0	3.9	87.0 (100.0)	(22.0)	(1.4)	(3.4)	(66.2)	(7.0)	9.1
高校程度	100.0	5.7	85.6 (100.0)	(23.4)	(1.9)	(7.4)	(61.0)	(6.3)	8.8
大学・専門学校以上	100.0	20.3	66.1 (100.0)	(21.1)	(12.1)	(37.4)	(23.8)	(5.5)	13.6
国籍別									
インドネシア	100.0	3.4	87.0 (100.0)	(18.9)	(0.3)	(1.9)	(72.3)	(6.5)	9.6
フィリピン	100.0	19.4	72.9 (100.0)	(15.8)	(15.0)	(44.4)	(18.8)	(6.0)	7.8
タイ	100.0	0.0	95.8 (100.0)	(65.6)	(16.9)	(14.8)	(2.7)	(0.0)	4.2
ベトナム	100.0	2.9	91.5 (100.0)	(84.2)	(4.3)	(0.0)	(0.0)	(11.5)	5.5
台湾での就労期間別									
3年以下	100.0	1.5	88.9 (100.0)	(6.0)	(1.3)	(6.2)	(77.5)	(9.0)	9.7
3年超～6年以下	100.0	8.8	82.1 (100.0)	(43.0)	(1.6)	(5.1)	(46.7)	(3.6)	9.1
6年超～9年以下	100.0	16.6	76.1 (100.0)	(63.3)	(4.8)	(4.1)	(26.7)	(1.1)	7.4
9年超～12年	100.0	12.1	82.7 (100.0)	(83.9)	(8.9)	(2.2)	(5.0)	(0.0)	5.2
台湾での月額賃金水準別									
17,000台湾元未満	100.0	8.8	75.7 (100.0)	(17.1)	(8.3)	(19.1)	(41.6)	(13.9)	15.5
17,000～18,000台湾元未満	100.0	4.2	88.1 (100.0)	(19.6)	(1.6)	(5.6)	(65.9)	(7.2)	7.8
18,000～19,047台湾元未満	100.0	4.6	83.1 (100.0)	(21.1)	(0.9)	(3.0)	(69.7)	(5.3)	12.2
19,047～20,000台湾元未満	100.0	11.3	72.4 (100.0)	(43.7)	(5.2)	(7.3)	(41.0)	(2.8)	16.2
20,000～22,500台湾元未満	100.0	10.7	82.9 (100.0)	(70.1)	(0.6)	(4.3)	(22.8)	(2.2)	6.4
22,500台湾元以上	100.0	22.2	77.8 (100.0)	(65.1)	(6.9)	(9.1)	(18.9)	(0.0)	0.0

資料：台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

負担した費用の額を金額階級別に見ると、70000～89999台灣元が63.4%と最も多い。外籍看護工の属性別に見ると、年齢別では、45歳未満は70000～89999台灣元が最も多いが、45歳以上では30000台灣元未満が最も多い。教育程度別では、中卒以下と高校程度は70000～89999台灣元が最も多いが、大学・専門学校以上では50000～69999台灣元が最も多い。国籍別では、インドネシアは70000～89999台灣元が最も多いが、フィリピンは50000～69999台灣元、タイ、ベトナムは30000萬台灣元未満が最も多い。台湾での就労期間別では、3年

以下は 70000～89999 台湾元が最も多いが、期間が長くなるにつれて、30000 台湾元未満が最も多くなっている（表 9）。

仲介会社に支払った手数料の状況を表 10 で見ると、「分からぬ／（回答）拒否」が 70.3% を占めるが、手数料の状況が分かるのは 29.7% である。その中で、外籍看護工が手数料を支払ったのは 30.5% である。さらにその中の 88.3% が 30000 台湾元未満である。手数料負担があった者の割合を、外籍看護工の属性別に見ると、年齢別では 35 歳未満で 30% 台、国籍別ではインドネシアで 79.7%、台湾での就労期間別では 3 年以下で 78.7% と高くなっている（表 10）。

表10 台湾に行くために母国で負担した費用（仲介業者への仲介費、2014年）

項目別	総数	分からぬ／（回答）拒否	かかる	費用負担なし	費用負担あり	今回の来台のために負担した費用					単位：%	
						30,000 台湾元未満	30,000～49,999 台湾元	50,000～69,999 台湾元	70,000～89,999 台湾元	90,000 台湾元以上		
総数	100.0	70.3	29.7	(100.0)	(69.5)	(30.5)	(100.0)	(88.3)	(3.1)	(5.3)	(3.4)	(0.0)
性別												
男	100.0	57.0	43.0	(100.0)	(43.8)	(56.2)	(100.0)	(95.1)	(0.0)	(0.0)	(4.9)	(0.0)
女	100.0	70.4	29.6	(100.0)	(69.7)	(30.3)	(100.0)	(88.1)	(3.1)	(5.4)	(3.3)	(0.0)
年齢												
24歳以下	100.0	72.6	27.4	(100.0)	(67.5)	(32.5)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
25～34歳	100.0	64.1	35.9	(100.0)	(60.2)	(39.8)	(100.0)	(28.5)	(18.6)	(32.4)	(20.5)	(0.0)
35～44歳	100.0	34.4	65.6	(100.0)	(99.5)	(0.5)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
45歳以上	100.0	46.0	54.0	(100.0)	(95.9)	(4.1)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
教育程度												
中卒以下	100.0	72.1	27.9	(100.0)	(71.1)	(28.9)	(100.0)	(97.7)	(0.6)	(1.1)	(0.6)	(0.0)
高校程度	100.0	67.5	32.5	(100.0)	(67.2)	(32.8)	(100.0)	(85.0)	(3.9)	(7.2)	(3.9)	(0.0)
大学・専門学校以上	100.0	60.2	39.8	(100.0)	(62.9)	(37.1)	(100.0)	(19.1)	(21.4)	(33.9)	(25.7)	(0.0)
国籍別												
インドネシア	100.0	86.8	13.2	(100.0)	(20.3)	(79.7)	(100.0)	(97.7)	(0.0)	(2.3)	(0.0)	(0.0)
フィリピン	100.0	72.2	27.8	(100.0)	(65.2)	(34.8)	(100.0)	(90.8)	(2.5)	(3.7)	(3.1)	(0.0)
タイ	100.0	65.9	34.1	(100.0)	(75.1)	(24.9)	(100.0)	(84.6)	(4.1)	(8.2)	(3.1)	(0.0)
ベトナム	100.0	51.7	48.3	(100.0)	(90.3)	(9.7)	(100.0)	(45.9)	(14.5)	(14.3)	(25.4)	(0.0)
台湾での就労期間別												
3年以下	100.0	85.3	14.7	(100.0)	(21.3)	(78.7)	(100.0)	(88.4)	(3.0)	(5.0)	(3.5)	(0.0)
3年超～6年以下	100.0	51.4	48.6	(100.0)	(88.8)	(11.2)	(100.0)	(92.0)	(2.2)	(2.2)	(3.7)	(0.0)
6年超～9年以下	100.0	34.5	65.5	(100.0)	(93.7)	(6.3)	(100.0)	(68.5)	(0.2)	(31.4)	(0.0)	(0.0)
9年超～12年	100.0	38.6	61.4	(100.0)	(91.3)	(8.7)	(100.0)	(83.5)	(16.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
台湾での就労期間別												
17,000 台湾元未満	100.0	76.5	23.5	(100.0)	(69.0)	(31.0)	(100.0)	(66.2)	(10.8)	(10.8)	(12.3)	(0.0)
17,000～18,000 台湾元未満	100.0	72.8	27.2	(100.0)	(63.8)	(36.2)	(100.0)	(90.7)	(2.8)	(3.7)	(2.8)	(0.0)
18,000～19,047 台湾元未満	100.0	72.3	27.7	(100.0)	(73.9)	(26.1)	(100.0)	(83.4)	(0.0)	(10.4)	(6.1)	(0.0)
19,047～20,000 台湾元未満	100.0	50.9	49.1	(100.0)	(79.9)	(20.1)	(100.0)	(80.0)	(6.9)	(13.1)	(0.0)	(0.0)
20,000～22,500 台湾元未満	100.0	25.8	74.2	(100.0)	(92.0)	(8.0)	(100.0)	(84.2)	(15.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
22,500 台湾元以上	100.0	34.7	65.3	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

資料：台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

### （5）最初に台湾に来る前に受けた訓練の状況

「外籍看護工」が最初に台湾に来る前に受けた訓練の状況は表 11 のとおりである。訓練に参加した者は 98.7% と外籍看護工のほとんどを占める。しかし、国籍による差が見られ、インドネシアが 99.6% である一方、タイは 71.9% にとどまる。訓練を受けた者について、訓練内容別に受けた訓練の内容（複数回答可）を見ると、「中国語」が 99.7% を占め、平均で 353.4 時間の訓練を受けている。中国語の訓練参加者割合は国籍による差は小さいが、訓練時間数では、インドネシア、ベトナムは 300 時間を超える一方で、フィリピン、タイは 100 時間を下回る。「台湾の法律」は 70.8% の者が参加している（平均訓練時間は 71.3 時間）。国籍別ではインドネシアで参加率が高いが、ベトナムは 16.8% にとどまる。「安全衛生教育」は 89.5% の参加率（平均訓練時間は 153.6 時間）である。国籍別ではインドネ

シアが 98.1%の参加率であるが、ベトナムでは 28.5%にとどまっている。「料理・家事」の訓練参加率は外籍看護工全体で 10.6%、平均訓練時間は 86.8 時間である（表 11）。

表11 最初に台湾に来る前に受けた訓練の状況(2014年調査)

項目別	総数	参加していない	参加した	訓練内容別(複数選択可)							単位: %、時間		
				中国語		台湾の法律		安全衛生教育		料理、家事		その他	
				平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間	平均時間
総数	100.0	1.3	98.7 (100.0)	(99.7)	353.4	(70.8)	71.3	(89.5)	153.6	(10.6)	86.8	(0.9)	116.6
外籍看護工国籍別													
インドネシア	100.0	0.4	99.6 (100.0)	(99.8)	381.0	(76.8)	73.6	(98.1)	159.1	(12.4)	86.9	(1.0)	116.6
フィリピン	100.0	8.6	91.4 (100.0)	(98.7)	97.8	(47.3)	40.6	(46.5)	78.0	(0.6)	62.2	(0.0)	0.0
タイ	100.0	28.1	71.9 (100.0)	(91.7)	49.8	(57.1)	52.6	(62.0)	56.5	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0
ベトナム	100.0	0.7	99.3 (100.0)	(100.0)	383.6	(16.8)	66.7	(28.5)	81.9	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0

資料:台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

#### (6) 実際に就労して困ったこと

台湾という外国に来て、家庭で介護の仕事をする場合、困ったことはないのだろうか。表 12 はその状況をまとめたものである。まず、困ったことは「ない」とする外籍看護工は 76.9%である。国籍別ではタイ、ベトナムで高い数値となっている。一方で 23.1%の外籍看護工で「困ったことがある」としている。その内容を見てみると（複数回答可）、「言葉の壁や意思疎通」が 77.9%と最も多い。「ホームシック」は 10.9%であるが、タイ、ベトナムで非常に高い。「仕事の環境に適応できない」、「長時間労働」、「雇用主やその家族との不和」は外籍看護工全体ではそれぞれ 7.7%、6.2%、8.0%であるが、タイ国籍の者では 62.3%、78.3%、62.3%となっている。「介護技術が足りなかつた」は 10.6%となっている（表 12）。

表12 実際に就労して困ったこと(2014年調査)

項目別	総数	なし	あり	困ったことの内容別(複数選択可)								その他
				言葉の壁、意思疎通	ホームシック	仕事の環境に適応できない	生活環境に適応できない	長時間労働	雇用主やその家族との不和	介護技術が足りなかつた	その他	
総数	100.0	76.9	23.1 (100.0)	(77.9)	(10.9)	(7.7)	(3.6)	(6.2)	(8.0)	(10.6)	(2.5)	
外籍看護工国籍別												
インドネシア	100.0	75.6	24.4 (100.0)	(80.7)	(5.9)	(7.3)	(3.6)	(4.2)	(7.2)	(11.0)	(2.6)	
フィリピン	100.0	84.1	15.9 (100.0)	(48.8)	(32.1)	(9.0)	(3.8)	(18.4)	(16.9)	(9.3)	(0.0)	
タイ	100.0	88.9	11.1 (100.0)	(0.0)	(100.0)	(62.3)	(0.0)	(78.3)	(62.3)	(0.0)	(62.3)	
ベトナム	100.0	83.2	16.8 (100.0)	(70.1)	(86.5)	(10.3)	(4.7)	(25.6)	(10.0)	(4.8)	(0.0)	

資料:台湾労働部「2014年度外籍労工就業および生活支援調査」

## 4.まとめ

本論文の結論をまとめると次のようになる。

- ① 台湾では、台湾の人の就労、経済成長や社会の安定を損なわないという前提で、製造業や建設業に従事する外国人労働者を受け入れている。その中で、家庭で介護に従事する「外籍看護工」も含まれている。
- ② 「外籍看護工」の雇用は、要介護者やその家族が行うが、台湾の法律に基づく手続きを行うことで雇用が可能である。「外籍看護工」を雇用する家庭では、他の分野で外国人

労働者を雇用する企業と同様に「就業安定費」を負担する。その水準は一部の製造業よりも低く抑えられているほか、低所得世帯には減免がある。

- ③ 台湾の外国人労働者の受け入れは 1989 年 10 月から始まったが、その数は 1991 年で 2999 人であった（「外籍看護工」はいなかった）。その後、外国人労働者は変動と増加のペースを変えながら増加し、2013 年には約 48 万 9 千人に達した（台湾の労働力人口の 4.3% に相当）。「外籍看護工」は 2000 年までに急速に増加し、その後は少しづつ増加し、2013 年には約 20 万 8 千人に達した。「外籍看護工」が外国人労働者に占める割合は 1990 年代では非常に低い水準であったが、2000 年には 30.2%、2004 年には 40.8% に達し、その後は 40% 台で推している。外国人労働者の中での「外籍看護工」の位置は 1990 年代後半以降非常に大きくなってきた。また、外国人労働者は台北などの北部地域、中部地域の台中市、南部地域の高雄市、台南市で多くなっている。この傾向は労働力人口で見ても同様であるが、北部と中部に多く外国人労働者が分布する傾向にある
- ④ 「外籍看護工」はインドネシア国籍の者が大部分を占め、女性がほとんどである。そして、半数が 25~34 歳である。教育程度は外国人労働者としては低く、台湾での就労は 3 年以下の者が多い。彼女らの雇用ルートは、若年層、低学歴層、台湾での就労経験が浅い層、台湾での賃金が低い層で雇用仲介会社が多くなっている。
- ⑤ 「外籍看護工」の月額平均賃金は 1 万 8115 台湾元（約 6 万 7 千円）であり、産業部門の外国人労働者の 2 万 5412 台湾元（約 9 万 5 千円）より低い。台湾の最低賃金（2014 年の月額で 1 万 9273 台湾元（約 7 万 2 千円）、平均賃金は 4 万 5664 台湾元（約 17 万円、2013 年平均）と比べると非常に低い。最低賃金が「外籍看護工」には適用されない（製造業などで雇用される外国人労働者には適用される）こと、雇用契約は「外籍看護工」本人と要介護者または家族と結ぶため、労働条件が当事者にゆだねられていることが背景のひとつになっていると思われる。
- ⑥ 「外籍看護工」のうち 85.8% の者が台湾に行くための費用を母国で負担している。特に、24 歳以下、中卒以下の者、国籍別では、タイとベトナム、台湾での就労期間別では 3 年以下でその傾向が強い。仲介会社に手数料を支払った外籍看護工は、手数料の状況が分かる者の 30.5% である。さらにその中の 88.3% が 30000 台湾元未満である。
- ⑦ 「外籍看護工」のほとんどが最初に台湾に来る前に何らかの訓練を受けており、最も多いのは「中国語」である。「台湾の法律」、「安全衛生教育」も多い。訓練参加率には国による違いもある。「外籍看護工」自身が就労した困ったことがあると感じた者は 23.1% である。言葉の壁、コミュニケーションが最も多い。

台湾では、家庭で外国人を雇用することが普及しており、介護ニーズの半分を担うとまで言われている。「長期照護保険」の検討、介護サービス提供体制の充実を進めている一方で、衛生福利部は 2023 年に「外籍看護工」で対応する介護ニーズは約 33 万人分と見通している。要介護高齢者数を約 66 万人と見通しているので、この 10 年近くは介護ニーズの